

令和5年 第2回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

令和5年第2回南会津町議会臨時会会議録目次

第1日 5月15日(月)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	2
◎出席議員	2
◎欠席議員	3
◎説明のための出席者	3
◎事務局職員出席者	3
◎臨時議長の紹介及び挨拶	4
◎開会の宣告	8
◎開議の宣告	8
◎議事日程の報告	8
◎仮議席の指定について	8
◎町長挨拶	8
◎議長の選挙について	10
◎議長の就任の挨拶	11
◎日程の追加	12
◎議席の指定	12
◎会議録署名議員の指名	13
◎会期の決定	13
◎副議長の選挙について	13
◎副議長就任の挨拶	15
◎議席の変更	15
◎常任委員会委員の選任について	16
◎議会広報委員会委員の選任について	17
◎議会運営委員会委員の選任について	18
◎南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について	19
◎南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙について	20
◎都市計画審議会委員の推薦について	21

◎民生委員推薦会委員の推薦について……………	2 2
◎雇用対策協議会委員の推薦について……………	2 2
◎報告第 2 号 専決処分の報告についての上程、説明、質疑……………	2 3
◎議案第 1 7 号 専決処分についての上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 4
◎議案第 1 8 号 南会津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 0
◎議案第 1 9 号 南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 1
◎議案第 2 0 号 南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 3
◎議案第 2 1 号 工事請負契約について（道路メンテナンス事業下山橋補修工事）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 4
◎議案第 2 2 号 工事請負契約について（南会津町役場本庁舎車庫倉庫建設事業車庫棟建築主体工事）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 5
◎議案第 2 3 号 工事請負契約について（旧さゆり荘等解体工事）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 6
◎議案第 2 4 号 工事請負契約について（旧伊南小学校等解体工事）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 8
◎議案第 2 5 号 物品購入契約について（圧雪車購入）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 9
◎議案第 2 6 号 令和 5 年度南会津町一般会計補正予算（第 2 号）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	4 0
◎日程の追加……………	4 2
◎閉会中の継続調査について……………	4 3
◎閉会の宣告……………	4 3
◎署名議員……………	4 5

令和5年第2回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

令和5年5月15日(月曜日) 午前10時開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期決定の件

追加日程第 4 副議長選挙

追加日程第 5 常任委員の選任

追加日程第 6 議会運営委員の選任

追加日程第 7 南会津地方広域市町村圏組合議会議員選挙

追加日程第 8 南会津地方環境衛生組合議会議員選挙

追加日程第 9 都市計画審議会委員の推薦について

追加日程第10 民生委員推薦会委員の推薦について

追加日程第11 雇用対策協議会委員の推薦について

追加日程第12 報告第 2号 専決処分の報告について

専決第 9号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第10号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について

追加日程第13 議案第17号 専決処分について

専決第 2号 南会津町税条例の一部を改正する条例

専決第 3号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例

専決第 4号 令和4年度南会津町一般会計補正予算(第11号)

専決第 5号 令和4年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

専決第 6号 令和4年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第

1号)

- 専決第 7号 令和4年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 専決第 8号 令和5年度南会津町一般会計補正予算(第1号)
- 追加日程第14 議案第18号 南会津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 追加日程第15 議案第19号 南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例
- 追加日程第16 議案第20号 南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 追加日程第17 議案第21号 工事請負契約について(道路メンテナンス事業下山橋補修
工事)
- 追加日程第18 議案第22号 工事請負契約について(南会津町役場本庁舎車庫倉庫建設
事業車庫棟建築主体工事)
- 追加日程第19 議案第23号 工事請負契約について(旧さゆり荘等解体工事)
- 追加日程第20 議案第24号 工事請負契約について(旧伊南小学校等解体工事)
- 追加日程第21 議案第25号 物品購入契約について(圧雪車購入)
- 追加日程第22 議案第26号 令和5年度南会津町一般会計補正予算(第2号)
- 追加日程第23 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
7番	森秀一	議員	8番	川島進	議員
9番	湯田芳博	議員	10番	室井英雄	議員
11番	丸山陽子	議員	12番	楠正次	議員
13番	湯田哲	議員	14番	高野精一	議員

15番 渡部訓正 議員

16番 山内政 議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
星英雄	教育長	月田啓	総務課長
星良栄	総合政策課長	鈴木秀和	税務課長
星貴夫	住民生活課長	湯田賢史	健康福祉課長
橘昭	農林課長	渡部秀介	商工観光課長
室井利和	建設課長	遠藤知樹	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
阿久津勝英	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	馬場誠	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長	渡部寛	代表監査委員

事務局職員出席者

星博文	事務局長	星彰	事務局長補佐
-----	------	----	--------

◇

◎臨時議長の紹介及び挨拶

○星 博文事務局長 おはようございます。

議会事務局長の星博文です。

本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

出席議員の中で、年長の芳賀正義議員をご紹介します。

芳賀正義議員、議長席にお着き願います。

[年長議員、芳賀正義君 議長席に着く]

○芳賀正義臨時議長 皆さんおはようございます。

ただいま紹介のありました芳賀正義です。

規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひします。

本日は町広報担当課及び報道関係者から写真撮影等の申出がありましたので、これを許可しております。ご了承願ひします。

それでは、本日は一般選挙後、初めての議会ですので、自己紹介をお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○芳賀正義臨時議長 まず初めに、私より申し上げます。

田島地域、田部原出身の芳賀正義です。1期目です。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、ただいまの議席の順番により、1番議員から自己紹介をお願いいたします。

○1番 酒井幸司議員 おはようございます。

旧南郷地区和泉田から選出されました酒井幸司と申します。よろしくお願ひいたします。

○3番 湯田剛正議員 おはようございます。

田部出身の湯田剛正です。これから頑張りますのでご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひします。

○4番 星 和孝議員 おはようございます。

静川出身の星和孝です。よろしくお願ひいたします。

○5番 古川 晃議員 おはようございます。

田島地区新町出身の古川晃です。1期目です。よろしくお願いします。

○6番 渡部裕太議員 おはようございます。

中町出身渡部裕太です。1期目です。よろしくお願いいたします。

○7番 森 秀一議員 南郷地区鶉巢の森秀一です。2期目になります。よろしくお願いします。

○8番 川島 進議員 おはようございます。

旧館岩地区森戸出身の川島進です。2期目になります。よろしくお願いします。

○9番 湯田芳博議員 おはようございます。

湯田芳博と申します。72歳になりました。よろしくどうぞ。

○10番 室井英雄議員 おはようございます。

3期目を迎えました室井英雄でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○11番 丸山陽子議員 おはようございます。

3期目になりました丸山陽子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○12番 渡部訓正議員 おはようございます。

私も3期目になります。荒海地区の羽塩というところから出ています。また今回もよろしくお願いいたします。お世話になります。

○13番 楠 正次議員 おはようございます。

館岩地域出身、5期目になります楠正次です。68歳になりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○14番 湯田 哲議員 おはようございます。

針生地区の湯田哲です。5期目になります。よろしくお願いいたします。

○15番 山内 政議員 おはようございます。

伊南地域古町の山内政です。通算で6期目になります。どうかよろしくお願いいたします。

○16番 高野精一議員 おはようございます。

どん尻ではありますが、高野精一と申します。今回6期目になります。よろしくお願いします。

○芳賀正義臨時議長 以上で、議員の自己紹介が終わりました。

続いて、議会事務局職員の紹介を事務局長よりお願いします。

○星 博文事務局長 本年4月から議会事務局長となりました星博文です。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、4年目になります事務局長補佐兼議事係長の星彰です。

- 星 彰事務局長補佐兼議事係長 星彰です。よろしくお願いします。
- 星 博文事務局長 次に、3年目になります事務局主査の猪股雅勝です。
- 猪股雅勝事務局主査 猪股雅勝です。よろしくお願いします。
- 星 博文事務局長 事務局職員は以上の3名となります。どうぞよろしくお願いいたします。
- 芳賀正義臨時議長 続いて、執行部の方々のご紹介をお願いします。
- 町長さんから。
- 渡部正義町長 皆さんおはようございます。
- 南会津町長の渡部正義でございます。よろしくお願いいたします。
- 佐藤一範副町長 おはようございます。
- 副町長の佐藤一範と申します。昨年8月1日より務めさせていただいております。どうぞよろしくお願いたします。
- 星 英雄教育長 おはようございます。
- 教育長の星英雄です。よろしくお願いします。
- 渡部 寛代表監査委員 おはようございます。
- 昨年6月から代表監査を努めております渡部寛でございます。よろしくお願いいたします。
- 芳賀正義臨時議長 それでは、副町長さんから。
- 佐藤一範副町長 それでは、私のほうから本会議に出席しております管理職をご紹介申し上げます。
- まず、総務課長ですが、本年4月に建設課長から昇格いたしました月田啓です。
- 月田 啓総務課長 月田啓です。よろしくお願いいたします。
- 佐藤一範副町長 総合政策課長ですが、3年目を迎えます星良栄でございます。
- 星 良栄総合政策課長 星良栄です。どうぞよろしくお願いします。
- 佐藤一範副町長 会計室長ですが、5年目を迎えます渡部さつきでございます。
- 渡部さつき会計室長 渡部さつきです。よろしくお願いいたします。
- 佐藤一範副町長 次に、2列目をご紹介申し上げます。
- 商工観光課長ですが、本年4月に住民生活課長から異動となりました渡部秀介でございます。
- 渡部秀介商工観光課長 渡部秀介です。よろしくお願いします。
- 佐藤一範副町長 健康福祉課長ですが、2年目を迎えます湯田賢史でございます。
- 湯田賢史健康福祉課長 よろしくお願いたします。
- 佐藤一範副町長 住民生活課長ですが、本年4月に議会事務局長から異動となりました星貴

夫でございます。

○星 貴夫住民生活課長 星貴夫です。よろしくお願いします。

○佐藤一範副町長 学校教育課長ですが、2年目を迎えます阿久津勝英でございます。

○阿久津勝英学校教育課長 よろしくお願いします。

○佐藤一範副町長 生涯学習課長ですが、3年目を迎えます廣野友一郎でございます。

○廣野友一郎生涯学習課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤一範副町長 建設課長ですが、本年4月に農林課長から異動となりました室井利和でございます。

○室井利和建設課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤一範副町長 環境水道課長ですが、3年目を迎えます遠藤知樹でございます。

○遠藤知樹環境水道課長 よろしくお願いします。

○佐藤一範副町長 次に、3列目をご紹介申し上げます。

農林課長ですが、本年4月に農林課林業成長産業課推進室長から異動いたしました橘昭でございます。

○橘 昭農林課長 橘です。よろしくお願いします。

○佐藤一範副町長 農業委員会事務局長ですが、4年目を迎えます菅家康夫でございます。

○菅家康夫農業委員会事務局長 菅家康夫と申します。よろしくお願いいたします。

○佐藤一範副町長 税務課長でございますが、3年目を迎えます鈴木秀和でございます。

○鈴木秀和税務課長 鈴木秀和と申します。よろしくお願いいたします。

○佐藤一範副町長 館岩総合支所長ですが、2年目を迎えます渡部浩明でございます。

○渡部浩明館岩総合支所長 渡部浩明です。よろしくお願いいたします。

○佐藤一範副町長 伊南総合支所長ですが、3年目を迎えます馬場誠でございます。

○馬場 誠伊南総合支所長 馬場誠と申します。よろしくお願いします。

○佐藤一範副町長 南郷総合支所長ですが、2年目を迎えます平野芳和でございます。

○平野芳和南郷総合支所長 平野芳和です。よろしくお願いいたします。

以上の管理職で議場における対応をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○芳賀正義臨時議長 これをもって、議会事務局並びに執行部の方々の紹介を終わります。



開会 午前10時11分

◎開会の宣告

- 芳賀正義臨時議長 ただいまから、令和5年第2回南会津町議会臨時会を開会します。
携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。



◎開議の宣告

- 芳賀正義臨時議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 芳賀正義臨時議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎仮議席の指定について

- 芳賀正義臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席とします。



◎町長挨拶

- 芳賀正義臨時議長 ここで、町長より挨拶したい旨の申し入れがありますので、これを許可します。

町長。

- 渡部正義町長 南会津町議会議員の改選後初めての議会が開催されるに当たり、謹んでご挨拶

挨拶を申し上げます。

初めに、皆様には、先月23日に執行されました南会津町議会議員一般選挙において、多くの町民の期待を担ってめでたくご当選の荣誉に浴されたことに対しまして、心から敬意を表します。そして、本日ここに初の議会を開催する運びとなりましたことは、町政進展に向けて新たな1歩を踏み出すものであり、ご同慶に堪えない次第でございます。

さて、昭和22年の地方自治法の制定以来、住民自治の旗の下、地方自治の振興と住民福祉の向上のために諸施策が途切れることなく営々と積み重ねられてきました。

本町におきましても、幾多の町村合併を経験しながら、町村議会、先輩各位のたゆまぬご努力により町政進展の確かな歩みをするしてきたことは、誠に喜びに堪えない次第でございます。

本年度は第3次南会津町総合振興計画のスタートの年であり、町の将来像を「自然と人が笑顔を育むまち～ともに生きるみんなのふるさと～」と掲げ、皆さんとともに人と人のつながりや絆を大切に、町民だけでなく、本町を離れた人も本町を訪れた人もいつまでもつながり続けることで、ともにこれから生きていくみんなのふるさとになることを目指し、財政規律を確保しながらも将来を展望した諸施策に果敢に取り組んでまいり所存であります。

この重要な時期に豊かな経験と識見を備えられました方々をお迎えできましたことは、誠に心強く頼もしく感じる次第でございます。どうか議員各位におかれましては、町政への一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、皆様のご健勝とますますのご活躍を心からご祈念申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

なお、この後、令和5年第2回南会津町臨時議会の開催に当たり、専決処分等の議案等をお願いしてありますので、よろしくご審議をいただきますようお願いし、挨拶とさせていただきます。どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

○芳賀正義臨時議長　ここで暫時休憩します。

執行部の方は退席を願います。

再開の放送は5分前に行います。

休憩中、議員は議員懇談会を開催しますので、よろしくお願い致します。

休憩　午前10時16分

再開 午前11時15分

○芳賀正義臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議長の選挙について

○芳賀正義臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○芳賀正義臨時議長 ただいまの出席議員数は16名です。

ここで立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席3番、湯田剛正君、仮議席4番、星和孝君を指名します。

これから投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○芳賀正義臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀正義臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○芳賀正義臨時議長 異状ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀正義臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○芳賀正義臨時議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀正義臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いします。

〔開票、計算〕

○芳賀正義臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、うち有効投票16票、無効投票0票です。

有効投票のうち

湯田 芳博君	1 票
楠 正次君	5 票
湯田 哲君	3 票
山内 政君	7 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、山内政君が議長に当選されました。

ここで議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○芳賀正義臨時議長 ただいま議長に当選された山内政君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。



◎議長の就任の挨拶

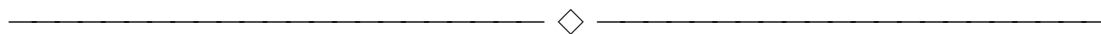
○芳賀正義臨時議長 それでは、山内政君、挨拶をお願いします。

○山内 政議長 ただいまの議長選挙で当選をさせていただきました山内政でございます。

先ほど議員懇談会で述べました思いを4年間でしっかりと実現していくように、皆様方にお諮りをしながら進めていきたいというふうに思います。4年間どうかよろしくお願いいたします。（拍手）

○芳賀正義臨時議長 以上で、臨時議長の職務を終わらせていただきます。これまでのご協

力、誠にありがとうございました。



○芳賀正義臨時議長　ここで、新議長と交代します。ありがとうございました。

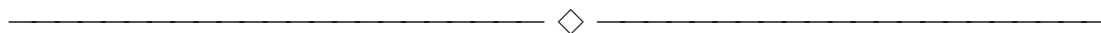
○山内　政議長　ただいま議長に就任いたしました山内政です。何分にも不慣れでありますので、議員並びに執行部の皆様のご協力を切にお願いをいたします。

ここで暫時休憩します。事務局職員が以後の議事日程を配付します。

休憩　午前 11 時 36 分

再開　午前 11 時 38 分

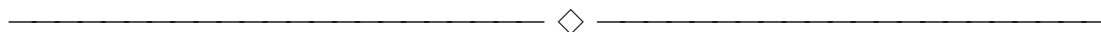
○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○山内　政議長　この後の議事日程はお手元に配付の追加議事日程第 1 号の追加 1 のとおりであります。

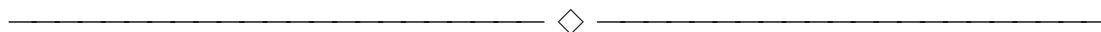
早速、議事を進めてまいります。



◎議席の指定

○山内　政議長　追加日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。



◎会議録署名議員の指名

○山内 政議長 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、酒井幸司君、9番、湯田芳博君を指名します。



◎会期の決定

○山内 政議長 追加日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。



◎副議長の選挙について

○山内 政議長 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○山内 政議長 ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、古川晃君、6番、渡部裕太君を指名します。

それでは投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○山内 政議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○山内 政議長 異状ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○山内 政議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いします。

〔開票、計算〕

○山内 政議長 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、うち有効投票16票、無効投票0票です。

有効投票のうち

渡部 訓正君 9票

丸山 陽子君 7票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、渡部訓正君が副議長に当選されました。

ここで議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○山内 政議長 ただいま副議長に当選された渡部訓正君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◇

◎副議長就任の挨拶

○山内 政議長 それでは、渡部訓正君、就任の挨拶をお願いします。

○渡部訓正副議長 今ほど、当選の告知を受けました渡部訓正でございます。

議長を補佐し、そして、あと議会等については、全体の融和を図りながら頑張っていきたいというふうに思いますので、議員各位あと執行部各位にはご協力をお願いをして、甚だ簡単ですけど就任の挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

◇

◎議席の変更

○山内 政議長 ここで議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更します。

議会運営申合せ事項により、議長の議席を最終の16番に、副議長渡部訓正君の議席を15番とします。

また、これに伴う議席の変更については、事務局長より説明させます。

○星 博文事務局長 議席番号1番から11番までは変更がございませんので、議席番号が変更となる12番以降について、議席番号、氏名の順に呼び上げさせていただきます。

12番、楠正次議員、13番、湯田哲議員、14番、高野精一議員、15番、渡部訓正議員、16番、山内政議員。

以上のとおり変更となります。

○山内 政議長 事務局長説明のとおり、議席の一部変更を行います。

それでは議席替えをお願いいたします。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

再開は午後1時00分とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



○山内 政議長 暫時休憩します。

各常任委員の選考委員会を中会議室2で開催しますので、選考委員の方はご参集願います。
なお、選考委員は渡部訓正議員、室井英雄議員、丸山陽子議員、川島進議員、高野精一議員、
以上の5名です。

なお、再開の放送は5分前に行います。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時50分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎常任委員会委員の選任について

○山内 政議長 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

まず、総務委員会、産業建設委員会、文教厚生委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいまの3委員会の委員選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、総務委員会、産業建設委員会、文教厚生委員会の常任委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま選任された各常任委員は、休憩中にそれぞれ委員会を開催し、正副委員長の互選を

行い速やかに委員会の構成を終わるよう、委員会条例第9条第1項の規定によりここに招集します。

あわせて、委員会選出の各種委員についても選考方よろしくお願いいたします。

各委員会の会議室は、総務委員会が議員控室、産業建設委員会が中会議室2、文教厚生委員会が中会議室1でお願いします。

なお、委員長、副委員長等が決まりましたら議長宛て報告願います。

なお、再開の放送は5分前に行います。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時50分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議会広報委員会委員の選任について

○山内 政議長 議会広報委員の選任を行います。

委員の選任については、各常任委員会2名の推薦により選任します。

お諮りします。

総務委員会、芳賀正義君、渡部裕太君、産業建設委員会、酒井幸司君、室井英雄君、文教厚生委員会、古川晃君、川島進君、以上の6名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまの6名を議会広報委員に選任することに決定しました。

ただいま選任された議会広報委員は、休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い速やかに委員会の構成を終えるよう、委員会条例第9条第1項の規定によりここに招集します。

会議室は中会議室2でお願いします。

なお、正副委員長が決まり次第、議長宛て報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時10分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、各常任委員会において互選された結果は、総務委員長に丸山陽子君、同じく副委員長に芳賀正義君、産業建設委員長に高野精一君、同じく副委員長に湯田剛正君、文教厚生委員長に森秀一君、同じく副委員長に星和孝君、議会広報委員長に室井英雄君、同じく副委員長に渡部裕太君がそれぞれ互選されましたので、報告します。



◎議会運営委員会委員の選任について

○山内 政議長 追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

委員の選任については、各常任委員会2名の推薦により選任します。

お諮りします。

総務委員会、丸山陽子君、楠正次君、産業建設委員会、湯田哲君、高野精一君、文教厚生委員会、古川晃君、森秀一君、以上の6名を選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまの6名を議会運営委員に選任することに決定しました。

ただいま選任された議会運営委員は、休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い速やかに委員会の構成を終えるよう、委員会条例第9条の規定によりここに招集します。

会議室は中会議室2でお願いします。

なお、正副委員長が決まり次第、議長宛て報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時27分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、議会運営委員会における互選の結果は、委員長に楠正次君、副委員長に古川晃君が互選されましたので、報告します。



◎南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○山内 政議長 追加日程第7、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

選挙する議員の定数は6名です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、各常任委員会の推薦により議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

南会津地方広域市町村圏組合議会議員に、議長の私、山内政、総務委員会、湯田芳博君、産業建設委員会、酒井幸司君、湯田哲君、文教厚生委員会、古川晃君、森秀一君、以上の6名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました6名の方を南会津地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めるこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6名の方が南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました6名の方が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

以上でこの選挙を終わります。



◎南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙について

○山内 政議長 追加日程第8、南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

選挙する議員の定数は6名です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、各常任委員会の推薦により議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

南会津地方環境衛生組合議会議員に、議長の私、山内政、総務委員会、渡部裕太君、産業建設委員会、室井英雄君、高野精一君、文教厚生委員会、星和孝君、川島進君の6名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました6名の方を南会津地方環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6名の方が南会津地方環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました6名の方が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

以上でこの選挙を終わります。



◎都市計画審議会委員の推薦について

○山内 政議長 追加日程第9、都市計画審議会委員の推薦についてを議題とします。

本議会が推薦する委員の数は4名です。

本委員の推薦については、さきの議員懇談会の申合せにより、田島地域出身議員2名、館岩地域出身議員1名、伊南地域出身議員1名をもって充てることになっております。

お諮りします。

推薦者については議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

都市計画審議会委員に、田島地域、芳賀正義君、渡部裕太君、館岩地域、川島進君、伊南地域、私、山内政の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4名の方を議会推薦の都市計画審議会委員と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の都市計画審議会委員は、ただいま指名しました4名の方を推薦すること

に決定しました。



◎民生委員推薦会委員の推薦について

○山内 政議長 追加日程第10、民生委員推薦会委員の推薦についてを議題とします。

本議会が推薦する委員の数は2名です。

お諮りします。

本委員の推薦については、さきの議員懇談会の申合せにより、文教厚生委員会から正副委員長を議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

民生委員推薦会委員に森秀一君、星和孝君の2名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました2名の方を議会推薦の民生委員推薦会委員と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の民生委員推薦会委員は、ただいま指名しました2名の方を推薦することに決定しました。



◎雇用対策協議会委員の推薦について

○山内 政議長 追加日程第11、雇用対策協議会委員の推薦についてを議題とします。

本議会が推薦する委員の数は4名です。

お諮りします。

本委員の推薦については、さきの議員懇談会の申合せのとおり、各常任委員会の推薦により議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

雇用対策協議会委員に議長の私、山内政、総務委員会、湯田芳博君、産業建設委員会、高野精一君、文教厚生委員会、渡部訓正君の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4名の方を議会推薦の雇用対策協議会委員と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の雇用対策協議会委員は、ただいま指名しました4名の方を推薦することに決定しました。

ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります議案の審議については、南会津町議会基本条例第10条の規定により、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書の規定により質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条の規定により、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、その趣旨は簡潔明瞭に質疑されるようご協力方よろしくお願ひします。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、または、その範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願ひします。



◎報告第2号の上程、説明、質疑

○山内 政議長 追加日程第12、報告第2号 専決処分の報告について、専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第10号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 それでは、今臨時会に提出いたしました各議案等の提案理由について順次ご説明申し上げます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告をするものであります。

最初に、専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は令和5年2月2日午前6時30分ごろ、町営住宅田部原団地付近において、町の会計年度任用職員が運転する除雪車両がバックをした際、後ろにあった東日本電信電話株式会社が所有する電柱に接触し、破損させてしまったものであります。

過失割合を町100%として、相手方に対し賠償金27万8,242円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第10号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方自治体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。本件は県内の自治体・広域圏組合等で構成しております福島県市町村総合事務組合において、構成団体の減少及び組合規約の変更が生じたものでありまして、一部事務組合の規約を変更する際には、地方自治法に基づき、全構成団体の議決が必要となりますが、本町におきましては、専決事項に指定されておりますので、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

具体的には、構成員であります田村広域行政組合が令和5年3月31日に解散し、福島県市町村総合事務組合から脱退したこと及び組合規約の表記を左横書きに改めるための改正が行われたものであります。

以上、ご報告を申し上げますので、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第13、議案第17号 専決処分について、専決第2号 南会津町税条例の

一部を改正する条例、専決第3号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例、専決第4号 令和4年度南会津町一般会計補正予算（第11号）、専決第5号 令和4年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、専決第6号 令和4年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、専決第7号 令和4年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）、専決第8号 令和5年度南会津町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 次に、議案第17号 専決処分についてをご説明申し上げます。

本件は、さきの3月議会定例会最終日に申し上げました地方税法等の一部改正に伴い、関係する町の条例の一部改正について及び令和4年度の各会計に関する最終補正予算について、また、緊急を要した令和5年度一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

初めに、専決第2号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布されたこと並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

主な改正内容であります。1点目は、個人町民税における森林環境税の賦課徴収の方法、納税通知書に記載すべき事項等について規定するものであります。

2つ目は、長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置について、わがまち特例の割合を定めるものであります。

3点目は、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し措置等について、適用期限を3年延長するものであります。

次に、専決第3号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等の定める省令一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

主な改正であります。先ほどご紹介いたしました法律に基づく固定資産税の課税免除の適用期限を2年延長し、令和7年3月31日までとするものであります。

次に、専決第4号 令和4年度南会津町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,983万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ133億1,940万3,000円としたものであります。

その補正の主な内容は、各種財源や事務事業の確定及び実績見込み等によるものでありまして、歳入の主なものでは、特別交付税の確定に伴う地方交付税のほか国庫支出金等を追加する一方、財政調整基金をはじめとする基金繰入金、県支出金、町債等の減額補正を行うものであります。

歳出につきましては、公共施設等整備基金への一般積立金の追加に伴い、第2款総務費予算が追加となった一方で、各特別会計への繰出金の減額補正をはじめ、事業費の確定見込みに伴い第1款議会費及び第3款民生費から第10款教育費までを減額補正し、第14款予備費により歳入予算との調整を措置したものであります。なお、繰越明許費及び地方債の変更は、それぞれ第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、専決第5号 令和4年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億1,266万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,249万6,000円としたものであります。

主な内容として、歳入では、確定見込みにより国民健康保険税、県支出金等を減額し、歳出においても、事業の確定見込みにより総務費、保険給付費、保健事業費等を減額したものであります。

次に、専決第6号 令和4年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,391万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,988万1,000円としたものであります。

主な内容として、歳入では前年度からの繰越金を追加補正する一方、後期高齢者医療保険料及び健康診査事業の受託事業収入等を確定見込みにより減額したものであり、歳出においても事業費の確定見込みにより後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費等を減額補正したものであります。

次に、専決第7号 令和4年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,454万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,126万7,000円としたものであります。

歳入では、事業費の確定に伴い、支払基金交付金及び一般会計繰入金等を減額する一方で、国・県支出金については、実績に基づき追加補正し、歳出では事業費の確定見込みにより介護サービスに係る保険給付費等を減額する一方で、介護給付費準備基金を追加補正したものであります。

次に、専決第8号、今度は令和5年度の予算でございます、令和5年度南会津町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ7,913万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ128億9,113万9,000円としたものであります。

本補正予算は、新型コロナウイルスのワクチン接種について、国の方針により令和5年度の1年間は特例臨時接種の実施期間を継続することとなったため、早期に接種体制を構築する必要があったことから、専決処分をしたものであります。

事業実施に係る財源として、歳入は全額国庫支出金を見込み、歳出は接種体制を確保するための人件費及び予約センター業務やワクチン接種に係る委託料等を計上したものであります。

以上、専決処分いたしました7件の説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 ただいまの説明の中の一般会計の補正についてお聞きしたいと思いますが……。

○山内 政議長 令和4年度ですか5年度ですか。

○7番 森 秀一議員 令和4年度です。民生費の中の老人福祉費、一般専決の33ページにあります。デイサービス円滑化補助金、これについて質問1点ですが、質問については2つについてを質問したいと思います。

減額補正をされているわけなんですけど、1,283万円という金額はかなり大きな金額であります。今回の補正は専決補正ということですが、なぜこれ3月議会に提案し、そこで補正ができなかったのかということなので1点お聞きしたいと思います。あわせて、デイサービス円滑化補助金、これは私から見ると、新年度予算では相当な金額が上がっているのかなということで見らせていただきました。新年度予算では、予算書ある方は見ていただきたいと思いますが、

72ページに同じくデイサービス円滑化補助金ということで上がっている金額が374万3,000円となっています。

それで、今回の整理予算である補正が1,200万円にもなっているにもかかわらず、新年度予算では374万3,000円、3分の1にも満たない金額が上がっているわけです。これらについてはそれなりの事情があるのかなという思いで見らせていただきました。それで、そのことについてお聞きをしたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

まずは、このデイサービス円滑化補助金につきましては、補助金の交付先が田島ホーム内にあります通所介護施設デイサービス愛宕に対します補助金でございます。その補助金を今回、いわゆる不要残といたしまして、約1,200万円の減額という措置を取ってございますが、このタイミングが、まず1点目でございますが、なぜこの専決のタイミングだったかというところからお答えしたいと思うんですが、この補助金に対しましては、令和4年度の運営を見まして、収入と支出を見込みを立てまして、収入に対しましては、いわゆる利用者会からいただく介護報酬、これに合わせて支出に対しましては、職員の人件費等を充ててございます。

その収支の差額を円滑化補助金ということで、デイサービス愛宕のほうに、令和4年度は1,200万円の補助金を交付したところでございます。この交付に当たりましては12月の補正時、さらには最後になります3月の補正の段階で、経営状況を見ながら収支の状況を把握して、不要なものは町に返還するという方法も可能であったわけなんですけど、ご承知のとおり、令和4年度はコロナの収束がまだまだ見込めない中で、特に年明けにつきましては、第8波が訪れたというところで、コロナの影響を受けまして、利用者控え、さらにはサービスの休止ということもありまして、大幅な減収というものも予測できたことから、12月・3月の補正のタイミングでこの補助金の交付を精算することなく、今回3月終わりまで補助金として交付させていただいて、特にコロナの影響もなかったことから、補助金の全額を精算するというような形で専決予算、不要残を落とさせていただいたところであります。

繰り返しになりますが、コロナの収束が見込めないという状況の中で、最後まで予算を落とさずにとっておいたということでご理解をいただければと思います。

2点目でございますが、当初予算と比較でございますが、これにつきましては前年度、さらには当該年度の約半年の経営状況を見ながら予算を計上しているところでございます。

令和5年度につきましては、おただしのとおり、3,700万円の予算を計上してございますが、

令和4年度の12月の段階で収支の見込みを立てまして、来年度はさらにコロナの影響も少ないことから、令和4年度は1,200万円、令和5年度は4分の1の370万円程度の補助で何とか運営できるだろうという見込みの中で、補助金を計上させていただいたところでございます。

繰り返しになりますが、コロナの影響、さらには、直近の経営状況を見ながら令和4年度は1,200万円、令和5年度につきましては370万円程度の補助金で何とか運営できるのではないかという見込みの中で当初予算を計上させていただきましたのでご理解いただければと思います。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一般専決14ページの地方交付税、先ほど町長の説明の中でも増額になったということなんです。その主な理由を教えてくださいませんか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

特別交付税、今回3億119万2,000円増額の補正をさせていただいております。特別交付税につきましては、流動的な要素が多いものですから、当初予算では収入ちょっと厳しめに見込んでおります。今年度は、4年度ですね、当初予算4億3,000万円見込んでおりましたが、実績としまして7億3,119万2,000円収入をいただくことができました。

これは、令和4年度の国庫の対象事業となります、例えば除雪支援であったり、鳥獣対策であったり、集落支援事業、そういったものを県のほうに報告いたしまして、その結果、そういった事業が収入として認められたということでございますので、今回の補正にいたしました。

なお、昨年度の歳入実績としましては、7億3,220万2,000円ということで、大体同額いただいているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決定しました。



◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 追加日程第14、議案第18号 南会津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第18号 南会津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

本案は、令和4年11月30日に公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童健全育成事業所の利用者の安全確保を図るため、安全計画の策定及び事業所ごとに感染症や非常災害の発生時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定することから、所要の改正をするものであります。

つきましては、慎重審議賜り議決いただきますようお願い申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 追加日程第15、議案第19号 南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第19号 南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年11月30日に公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、利用乳幼児の安全確保を図るため、安全計画の策定等を行うことから所要の改正を行うものであります。

また、令和4年12月16日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除するため、所要の改正をするものであります。

つきましては、慎重審議いただき、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ここで、表題に南会津町家庭的保育事業等の設備というのは形、設備及び運営というのは書いてあるんですが、どのような施設を指すのか、申し訳ありませ

ん、それを第18条とも少し絡むのかなというか、そういうような書き方というかしてあるんですが、ちょっと質問でまずいのであれば、この第19号の中身について説明をお願いできればというふうに思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

先の議案第18号と19号関連でございますので、合わせて今ほどのご質問に対してお答えしたいと思いますが、まず、今回19号、18号もそうなんです、今回の改正のポイントは、2点ございます。

まずは安全計画、さらには業務継続計画の義務化というのがまず1点目でございます。

2点目でございますが、こちらも19号の議案の中にございますとおり、懲戒権に関するものでございます。まずは、1点目の安全計画、さらには業務継続計画につきましては、皆様の記憶にもあるかと思いますが、以前、登園バスの置き去り事故というのがございました。そういった事故を踏まえまして、保育園・幼稚園には義務化されております安全計画を、保育園・幼稚園のみならず18号では学童保育、こちらのほうでは放課後児童健全育成事業とありますが、対象となるのは議案第18号では、いわゆる学童保育、町内に7か所ございます、そちらの学童にも保育園・幼稚園に義務化されております安全計画、さらには業務継続計画というものをこれから策定しなさいよという改正でございます。

19号につきましては、その対象となるおただしの家庭保育事業につきましては、町内におきましては館岩幼稚園の小規模保育所、こちらがこの条例の対象施設となってございます。ご承知のとおり、館岩幼稚園につきましては、3歳児からの受入れが可能でございますが、地域の実情を踏まえて、1歳から2歳までの園児を、幼稚園児を受け入れたいということもありません。館岩幼稚園につきましては、1歳児・2歳につきましては、小規模保育として受け入れさせていただきます。

その保育所につきましては、19号では、安全計画の策定を今後義務化していくというものでございますので、18号につきましては、対象が学童、議案19号につきましては、館岩幼稚園の小規模保育所が該当になるということで、ご理解いただければと思います。

さらには、改正のポイント2つ申し上げましたが、懲戒権について今回その条項を削除しているものでございますが、民法の改正によりまして懲戒権が民法の中から削除されました。それを踏まえまして、町長の説明でもございましたとおり、議案19号 南会津町家庭的保育事業云々という条例がございますが、その条例の中に盛り込まれておりました懲戒権に関する条文

を全て削除する条例改正でございます。

以上です。

○15番 渡部訓正議員 丁寧な説明ありがとうございます。

○山内 政議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 追加日程第16、議案第20号 南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第20号 南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

本案は、令和4年12月16日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、

懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除するため、所要の改正を行うものであります。

つきましては、慎重審議賜り、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 追加日程第17、議案第21号 工事請負契約について（道路メンテナンス事業下山橋補修工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第21号 工事請負契約について（道路メンテナンス事業下山橋補修工事）をご説明申し上げます。

本案は、道路メンテナンス事業下山橋補修工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事は旧南郷第2小学校の下流側に架かる下山橋につきまして、舗装のうち替え、橋梁の塗り替え等行うもので、町内土木業者6者を指名し、去る4月28日指名競争入札を実施した結果、請負金額7,183万円で山星建設株式会社が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。なお、工期は本年12月25日までを予定しております。

つきましては、慎重審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○山内 政議長 討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 追加日程第18、議案第22号 工事請負契約について（南会津町役場本庁舎車庫倉庫建設事業車庫棟建築主体工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第22号 工事請負契約について（南会津町役場本庁舎車庫倉庫建設事業

車庫棟建築主体工事) についてご説明を申し上げます。

本案は、南会津町役場本庁舎車庫倉庫建設事業車庫棟建築主体工事について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事は、役場庁舎南側に鉄骨2階建て、延べ床面積460.93平方メートルの車庫棟を建設する事業で、町内建設業者8社を指名し、去る4月28日に競争入札を実施した結果、請負金額1億4,850万円で株式会社大桃建設工業が落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するものであります。なお、工事期間についてであります。本年11月30日までを予定しております。

つきましては、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 追加日程第19、議案第23号 工事請負契約について(旧さゆり荘等解体工事)を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第23号 工事請負契約について（旧さゆり荘等解体工事）をご説明申し上げます。

本案は、旧さゆり荘等解体工事について条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。本工事は、旧さゆり荘及びさゆり会館等について解体をする事業でありまして、旧さゆり荘等が鉄筋コンクリート造、地上5階建て、延べ床面積が1,964.54平方メートル、旧さゆり会館等が鉄骨造地下1階、地上2階建て、延べ床面積1,218.05平方メートル、浄化槽施設が鉄骨造平家建て69.19平方メートル、合計3,251.78平方メートルを解体するもので、町内解体業者13社を指名し、去る4月28日に指名競争入札を実施した結果、請負金額1億6,148万円で南総建株式会社が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。なお、工期は令和6年1月15日までを予定しております。

つきましては、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 追加日程第20、議案第24号 工事請負契約について（旧伊南小学校等解体工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第24号 工事請負契約について（旧伊南小学校等解体工事）をご説明申し上げます。

本案は、旧伊南小学校等解体工事について条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事は、建築から40年以上が経過している旧伊南小学校の校舎等を解体するもので、校舎が鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積1,572.12平方メートル、体育館が鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造2階建て、床面積であります819.7平方メートル、給食センターが鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積886.5平方メートル、合計3,278.32平方メートルを解体するもので、町内解体業者13者を指名し、去る4月28日に指名競争入札を実施した結果、請負金額1億6,115万円で株式会社新井組が落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するものであります。なお、工期であります、令和5年12月15日までを予定しております。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 追加日程第21、議案第25号 物品購入契約について（圧雪車購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 次に、議案第25号 物品購入契約について（圧雪車購入）をご説明申し上げます。

本案は、会津高原高畑スキー場で稼働しております圧雪車1台の物品購入契約でありまして、条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

当該圧雪車は、製造から24年が経過し、毎年度経年劣化による高額な修理費用がかかっており、今後も修繕費用の増大や重大な事故の発生が予測されるため更新をするものであります。

契約物件の概要は、圧雪車1台、総排気量1万1,000cc以上、最大出力300キロワット以上で、5者を指名し、去る4月14日に指名競争入札を実施した結果、契約金額4,730万円でP R I N O T H株式会社が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するものであります。なお、納入期限は、令和5年12月15日を予定するものであります。

つきましては、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 単純なことです。

これ、単位違うと思いますが確認してください。キロワット、300キロワットの。僕の間違いかもしれませんが、馬力だと思うんです。

○山内 政議長 質問内容分かりましたか。

伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 答えいたします。

エンジンの最大出力なろうかと思いますが、300キロワット以上ということで、指定してございます。

○山内 政議長 そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 追加日程第22、議案第26号 令和5年度南会津町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 最後の議案となりました。議案第26号 令和5年度南会津町一般会計補正予算（第2号）をご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ985万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ129億99万2,000円とするものであります。

主な内容としては、食費等の物価高騰に直面し、影響を受けている低所得の子育て世帯に対する国の支援策として、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を新たに計上するほか、今年度実施予定のまちなか再生計画実施業務委託料につきまして、国の補助が採択されたことに伴い、事業内容を再構築し予算計上するものであります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第15款国庫支出金は総額で985万3,000円を計上するもので、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の財源となる新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金及び国の採択を受けた商工費事業に充当する官民連携都市再生推進事業費補助金であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

第3款民生費であります。685万3,000円の計上で、令和4年度住民税均等割非課税の子育て世帯に対し、生活支援対策として児童1人当たり5万円を給付するため、対象者を120人と見込み、システム改修費等の事務経費と合わせ、全額国庫補助金で対応するものであります。

第7款商工費は、当初予算で計上したまちなか再生計画実施業務委託料につきまして、国からの補助採択を受けたことから、会津田島駅周辺を中心とした対象エリアの将来像を官民連携で検討するための有識者委員への謝礼のほか、空き地等を活用したイベントや空き店舗の活用等の社会実験に係る経費等について再構築し新たに官民連携まちなか再生推進支援業務委託料として予算の組替え及び追加を行うもので、総額189万3,000円を計上するものであります。

以上、一般会計の補正予算のご説明を申し上げます。

よろしくご審議をいただき、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を中会議室2で開催しますので、関係委員はお集まり願います。

休憩 午後 4時34分

再開 午後 4時45分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○山内 政議長 先ほど、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程（第1号の追加2）のとおり日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○山内 政議長 追加日程第23、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の「閉会中の継続調査申出一覧表」のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 本臨時会に付された事件は全て終了しました。

以上で会議を閉じます。

令和5年第2回南会津町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

臨時議長 芳賀正義

議長 山内政

署名議員 酒井幸司

署名議員 湯田芳博